

## 第2章 防火对象物

## 第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱い

1 政令別表第1に掲げる防火対象物の項判定を実施するにあたっては、他法令の届出の有無及び名称のみで判断することなく、防火対象物の使用実態等を勘案し、火災予防上の実態に即して行うこと。

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、第1-3表を参考とすること。

2 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物(棟)ごとにその実態に応じて、政令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。

ただし、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあつては、主たる用途として取り扱うことができる。

3 政令第1条の2第2項に規定する「2以上の用途」とは、政令別表第1の項を異にする場合のみならず、同一の項であっても、イ、ロ等の細項目を異にする場合も含まれること。

なお、政令別表第1(6)項ロ及びハにおける(1)から(5)までの区分については、特定の消防用設備等に係る設置基準が異なるものの、原則として同一の細項目であり、便宜上、詳細な分類(以下この項において「詳細分類」という。)を設けたものであるため、この詳細分類を異にすることをもって「2以上の用途」とすべきものではないことから、(6)項ロ(又はハ)(1)から(5)までに掲げる防火対象物の用途に供される部分が一の防火対象物に混在しても、複合用途防火対象物として取り扱わないこと。

4 政令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる部分」とは、次の(1)又は(2)に該当するものとする。

(1) 機能従属

政令別表第1(1)項から(5)項までに掲げる防火対象物(以下この項において「政令別表対象物」という。)の区分に応じ、第1-4表(イ)欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分(これらに類するものを含む。以下この項において「主用途部分」という。)に機能的に従属していると認められる同表(ロ)欄に掲げる用途に供される部分(これらに類するものを含む。以下この項において「従属的な部分」という。)で、次のアからウまでに該当するもの

ア 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。

イ 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

ウ 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

なお、アからウまでの主用途部分に機能的に従属していると認められる条件は、第1-1表を参考とすること。

第1-1表

条 件	左欄の運用
ア 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が主用途部分の管理権原を有する者と同様であること。	固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持、改修にあたって一般的に権限を行使できる者が同一であること。
イ 当該従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。	<p>従属的な部分は、主用途部分に勤務する者の福利厚生及び利便を目的として設けられたもの、主用途部分を利用する者の利便を目的としたもの、その他これらに類するものでおむね次の条件に適合するものであること。</p> <p>(1) 従属的な部分は、主用途部分から通常利用に便する形態を有していること。</p> <p>(2) 従属的な部分は、道路等から直接出入りする形態（非常口又は従業員専用出入口を除く。）を有しないものであること。</p>
ウ 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。	主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であること。

(2) みなし従属

主たる用途に供される部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下この項において同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分（政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分（以下この項において「(6)項ロ等」という。）を除く。）

なお、この場合、「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」として、(6)項ロ等と(6)項ロ等以外の部分が混在する場合にあっては、当該(6)項ロ等以外の部分のみを「従属的な部分を構成すると認められる部分」として取り扱うこと。

また、共用される部分の床面積の按分は、次によること。

ア 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。

イ 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

ウ 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

5 複合用途防火対象物の取り扱い

政令別表第1(16)項に掲げる複合用途防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、特定用途に供される部分が存するものであっても、同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること((16)項ロ等に掲げる防火対象物が存する部分を除く。)

ア 特定用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%未満であること。

イ 特定用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満であること。

6 政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物の消防用設備等の設置にあつては、それぞれ区画された部分ごとに前4(2)及び5を適用するものであること。

7 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって判定すること。

ただし、消防用設備等の設置については、それぞれの用途に供するものとして必要とされる技術上の基準を満たすこと。▲

8 一般住宅(個人の住居の用に供されるもので、寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。)の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。●(第1-2表参照)

(1) 政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

(2) 政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合は、当該防火対象物は政令別表防火対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。

この場合、2以上の政令別表対象物の用途に供される場合、一般住宅の用途に供される部分は、当該政令別表対象物の用途に供される部分の床面積に応じ按分するものとする。

(3) 政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

(4) 政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積とおおむね等しい(面積の差が延べ面積の10%以内のもの)場合は、当該防火対象物は政令別表対象物と一般住宅の複合用途防火対象物に該当するものであること。

第1-2表

項 目		項
ア	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">一般住宅</div> <div style="font-size: 2em;">&gt;</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">政令別表対象物で 50 m<sup>2</sup>以下のもの</div> </div>	一般住宅
イ	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">一般住宅</div> <div style="font-size: 2em;">&lt;</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">政令別表対象物</div> </div>	政令別表対象物
	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">一般住宅</div> <div style="font-size: 2em;">&lt;</div> <div style="display: flex; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border-right: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">政令別表 対象物</div> <div style="padding: 5px; text-align: center;">政令別表 対象物</div> </div> </div>	複合用途防火対象物 (注) 政令別表対象物と政令別表対象物の複合用途防火対象物
ウ	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">一般住宅</div> <div style="font-size: 2em;">&gt;</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">政令別表対象物で 50 m<sup>2</sup>を超えるもの</div> </div>	複合用途防火対象物 (注) 政令別表対象物と一般住宅の複合用途防火対象物
エ	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">一般住宅</div> <div style="font-size: 2em;">≡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">政令別表対象物</div> </div>	複合用途防火対象物 (注) 政令別表対象物と一般住宅の複合用途防火対象物

9 一般住宅に付属する物置又は車庫は、政令別表第1に掲げる防火対象物には該当しないこと。

10 高架工作物(高架の鉄道又は道路、跨線橋、跨道橋その他これらに類する高架の工作物内をいう。)の下に設ける政令別表第1に掲げる防火対象物に付随する駐車のために供する部分で、柵又は塀によって区画された部分は、政令別表第1(13)項イに掲げる防火対象物として取り扱うこと。

11 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、政令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

12 法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、政令別表第1のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。

13 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部

分が、(17)項に掲げる防火対象物に該当する場合は、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあること。

14 仮設建築物は、それぞれの用途別の項に含まれるものであること。

15 未使用部分をスケルトン状態(内装仕上げや設備の一部について未施工部分が存する状態をいう。)のままで、防火対象物の他の部分の使用を開始する場合の当該スケルトン状態の部分の用途については、原則として事前に計画されていた用途によること。

スケルトン防火対象物(スケルトン状態の部分をもつ防火対象物をいう。)の使用開始後において、スケルトン状態の部分に係る具体的な利用形態が確定することに伴い、従前のスケルトン状態から用途が変更される場合には、法第17条の3の規定が適用されること。

16 休業中(容易に営業を再開しうる状態にないもの)の防火対象物については、法第17条及び法第17条の3の3の適用を受けないものであること。

17 一の防火対象物に複数の同一業態の政令別表第1(6)項ロ又はハに掲げる防火対象物が存する場合で、政令別表第1(6)項ロに規定する「主として」の判定が、入居若しくは入所又は宿泊する者の特性によりいずれにも用途区分の判定ができるものは、単に施設名称又は当該用途が存する階が異なる等の外的要素のみでなく、防火対象物の各部分について、それぞれの運営主体、事業形態及びサービスの提供の実態等から区分できる単位(以下「区分単位」という。)により、用途の判定を行うものであること。

18 自治会公民館等の取り扱いについて▲

自治会公民館等(市町の条例等に基づき設置された公民館を除く。)の取り扱いについては、公民館等を利用する者が自治会会員のみの場合に限り、政令別表第1(15)項とすることができるものであること。

19 畜舎等における消防用設備等の特例適用要件等について▲

消防法施行令第31条第2項第1号及び消防法施行規則第32条の3第1項及び第2項で定める基準に適合する畜舎等(以下、「特例畜舎等」という。)以外の畜舎等についての消防法施行令第32条の適用については、次によること。

(1) 消防法施行令第32条の適用については、特例適用申請をし、これを承認するものとする。

(2) 消防用設備等の設置等について

ア 周囲の状況等(隣地境界線から、1階にあつては3m以下、2階にあつては5m以下の距離に建築物の部分がないこと等)から判断して、他への延焼のおそれが著しく少ないと判断でき

る場合は、消防法施行令第32条を適用し、消防法施行規則第32条の3第3項から第6項の規定を適用することができる。

#### イ 消火器

(ア) 消防法施行規則第6条の規定に基づき必要本数を算定し、出入口等初期消火に有効な場所に集約して設置することができる。

この場合の特例適用申請は、不要とすることができる。

(イ) 消防法施行規則第6条第3項から第5項に定める部分についての上記2(2)アの特例基準は、認められないものであること。

#### ウ 誘導灯、誘導標識

誘導灯、誘導標識の設置を省略する場合の特例適用申請は、不要とすることができる。

エ 上記(2)イ(ア)については、特例畜舎等についても適用できることとする。

### 20 トレーラーハウス等の取り扱いについて▲

トレーラーハウス等の取り扱いについては、次のとおりとすること。

(1) トレーラーハウス等とは、トレーラーハウス、コンテナハウス、ゲル、グランピングテント等及びその他これらに類するものをいう。

(2) 防火対象物としての取り扱いについて

#### ア 建築物に該当しない場合

建基法第2条第1号で規定する建築物に該当しないものについては、政令別表第一に掲げる防火対象物としては取り扱わないものとする。こと。(建築部局と協議の上で判断するものとする。)

#### イ 建築物に該当する場合

建基法第2条第1号で規定する建築物に該当するものについては、政令別表第一に掲げる防火対象物として取り扱うこと。

(3) 消防用設備等について

建築物に該当しない場合は、法第17条の消防用設備等の設置義務はないものとする。ただし、概ね3ヶ月以上継続して設置するもので、不特定多数の者を対象とした宿泊施設については、住宅用防災警報器を設置すること。

(4) 条例の規制対象となるものを設置、貯蔵又は取扱いをする場合には、条例の基準に適合すること。(条例第44条及び第46条に該当する場合は、届出をすること。)

第1-3表

項	定義	該当用途例	補足事項
(1)項イ	<p>1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を観賞する目的で公衆の集合する施設で、これらの用に供する客席を有するものをいう。</p> <p>2 映画館とは、主として映画を観賞する目的で公衆の集合する施設で、これらの用に供する客席を有するものをいう。</p> <p>3 演芸場とは、落語、講談、漫才等の演芸を観覧する目的で公衆の集合する施設で、これらの用に供する客席を有するものをいう。</p> <p>4 観覧場とは、スポーツ、見世物等を観覧する目的で公衆の集合する施設で、これらの用に供する客席を有するものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競技場</li> <li>・体育館</li> <li>・サーカス</li> <li>・劇場</li> <li>・映画館</li> <li>・演芸場</li> <li>・寄席</li> </ul>	<p>1 本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で、映画、演芸、スポーツ等を観賞できるものであること。</p> <p>2 客席には、いす席、座り席、又は立見席が含まれるものであること。</p> <p>3 小規模な選手控室のみを有する体育館は本項に含まれないものであること。</p> <p>4 事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項として取り扱わないものであること。</p>
(1)項ロ	<p>1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。</p> <p>2 集会場とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設で、客席を有するもののうち、公会堂に含まれないものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公会堂</li> <li>・市民会館</li> <li>・文化会館</li> <li>・公民館</li> <li>・福祉会館</li> <li>・貸ホール</li> <li>・貸会議室</li> <li>・結婚式場</li> <li>・葬儀場</li> </ul>	<p>1 (1)項イの補足事項に同じ。</p> <p>2 興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見世物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。 なお、反復継続とは、月5日以上行われるものをいう。</p>
(2)項イ	<p>1 キャバレーとは、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。</p> <p>2 カフェーとは、設備を設けて客の接待をし、客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラブ</li> <li>・バー</li> <li>・サロン</li> <li>・ホストクラブ</li> <li>・キャバクラ</li> <li>・キャバレー</li> </ul>	<p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下この項において「風営法」という。)第2条第1項第1号、第2号、及び第2条11項に掲げる営業の用に供されるもの、又はこれと</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
	<p>3 ナイトクラブとは、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる施設をいう。</p>		<p>同様の形態を有するものをいう。</p> <p>2 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)で定める洋式の設備は次によることとしている。</p> <p>(1) キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は66㎡以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席の5分の1以上であること。</p> <p>(2) カフェーの客席は16.5㎡以上であること。</p>
(2)項ロ	<p>1 遊技場とは、設備を設けて囲碁、将棋、麻雀、パチンコ、ビリヤード、ボウリングその他の遊技をさせる施設、又は屋内アイススケート場、屋内ローラースケート場その他の競技を行わせる施設をいう。(観客席を有しないものに限る。)</p> <p>2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・碁会所</li> <li>・将棋センター</li> <li>・麻雀屋</li> <li>・パチンコ店</li> <li>・ビリヤード場</li> <li>・ゲームセンター</li> <li>・ボーリング場</li> <li>・屋内アイススケート場</li> <li>・屋内ローラースケート場</li> <li>・ディスコ</li> <li>・カラオケ施設</li> </ul>	<p>1 風営法第2条第1項第4号にいう射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる施設に限らず、同法の規制を受けないその他の遊技をさせる施設を含むものであること。</p> <p>2 遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。</p> <p>なお、主としてスポーツ的要素の強いテニス場、ジャズダンス、エアロビクス教習所等は、(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p>
(2)項ハ	<p>1 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のうち、次の(1)又は(2)に掲げる店舗型性風俗特殊営業をいう。</p> <p>(1) 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じて、そ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファッションヘルス</li> <li>・性感マッサージ</li> </ul>	<p>1 店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のうち、ソープランド((9)項イ)、ストリップ劇場((1)項イ)、ラブホテル及びモーテル((5)項イ)、アダルトショップ((4)項)、テレフォンクラブ及び個</p>





項	定義	該当用途例	補足事項
	<p>に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 個室(これに類する施設を含む。)において、インターネットを利用させ又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗</p> <p>(2) 店舗型電話異性紹介営業を営む店舗(風営法第2条第9項に規定するもの)店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的の性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者に対し、会話(伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。)の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの(その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。)をいう。</p> <p>(3) 客の性的好奇心をそそるための衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場(風営令第2条第1号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•インターネットカフェ</li> <li>•漫画喫茶</li> <li>•複合カフェ</li>   <li>•テレフォンクラブ</li>   <li>•個室ビデオ</li> </ul>	
(3)項イ	<p>1 待合とは、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又は斡旋して客に遊興させる施設をいう。</p> <p>2 料理店とは、飲食物を提供するとともに、客を接待するための従業員を有する施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視するべ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•料亭</li> <li>•割烹</li> </ul>	<p>一般的に風営法第2条第1項第1号の適用を受け「風俗営業」に該当するもの、又はこれと同様の形態を有するものをいう。</p> <p>(3)項イは、(2)項イに掲げる防火対象物と同種のものであるが、客席の構造が和式であるものである。</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
	きものをいう。		
(3)項ロ	飲食店とは、客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫茶店</li> <li>・スナック</li> <li>・食堂</li> <li>・そば屋</li> <li>・すし屋</li> <li>・レストラン</li> <li>・ビアホール</li> <li>・スタンドバー</li> <li>・ライブハウス</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 風営法第 33 条の適用を受ける「深夜における酒類提供飲食店営業」についても、本項として取り扱うこと。</li> <li>2 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。</li> <li>3 ライブハウスとは、客席(全ての席を立見とした場合を含む。)を有し、多数の客に生演奏等を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。</li> </ol>
(4)項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。</li> <li>2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の人に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚屋</li> <li>・肉屋</li> <li>・パン屋</li> <li>・乾物店</li> <li>・衣料店</li> <li>・洋服店</li> <li>・家具店</li> <li>・電気器具店等の小売店</li> <li>・店頭において販売行為を行う問屋</li> <li>・卸売専門店舗</li> <li>・スーパーマーケット</li> <li>・レンタルショップ</li> <li>・展示を目的とする産業会館</li> <li>・博覧会場</li> <li>・見本市会場</li> <li>・自動車販売展示場</li> <li>・コンビニエンスストア</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 卸売問屋は、本項として取り扱うこと。</li> <li>2 レンタルショップは、本項として取り扱うこと。</li> <li>3 展示室(ショールーム)のうち、次のすべてに該当する場合は(15)項又は主たる用途の従属部分として取り扱うこと。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定の企業の施設であり、当該企業の製品のみを展示陳列するもの</li> <li>(2) 販売を主目的としたものではなく、宣伝行為の一部として展示陳列するもの</li> <li>(3) 不特定多数の者の出入りが極めて少ないもの</li> </ol> </li> </ol>

項	定義	該当用途例	補足事項
(5)項イ	<p>1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び設備の主たる部分が和式のをいう。</p> <p>2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び設備の主たる部分が洋式のをいう。</p> <p>3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び設備の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいう。</p> <p>4 その他これらに類するものとは、近年の社会実態、経済活動、娯楽の形態、性風俗関連産業の変化に伴い、レンタルルームやファッションマッサージ等、主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供しているものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保養所</li> <li>・ユースホテル</li> <li>・ロッジ</li> <li>・簡易宿泊所</li> <li>・青年の家</li> <li>・ラブホテル</li> <li>・モーテル</li> <li>・レンタルルーム</li> <li>・住宅宿泊事業法に基づく届出住宅</li> </ul>	<p>1 特定の人を宿泊させる施設であっても、旅館業法(昭和23年法律第138号)の適用があるものは、本項として取り扱うこと。</p> <p>2 トレーラーハウス(建築物)を宿泊施設として利用する場合、本項として取り扱うこと。</p> <p>3 ラブホテル、モーテル又はレンタルルームとは、専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。)の用に供する風営令第3条で定める施設を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる施設をいう。</p> <p>4 その他これらに類するものに該当するか否かの判断については、次の(1)から(4)までに掲げる条件を勘案し、実際に宿泊が可能であるかどうかにより判定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。</li> <li>(2) ベッド、長いす等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。</li> <li>(3) 24時間営業等により夜間も客が施設にいること。</li> <li>(4) 施設利用に対して料金を徴収していること。</li> </ul> <p>5 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)に基づく届出住宅は、本項として取り扱うこと。ただし、人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在とならない旨の届出が行われた届出住宅</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
			<p>宅については、宿泊室(宿泊者の就寝の用に供する室)の床面積の合計が 50 m<sup>2</sup>以下となるときは、住宅(法第9条の2に規定する「住宅の用に供される防火対象物」((5)項口に掲げる防火対象物の部分を含む。))として取り扱うこと。</p> <p>※ 平成 29 年 10 月 27 日消防予第 330 号を考慮するものとする。</p>
(5)項ロ	<p>1 寄宿舍とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集团的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないもので、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う施設を含むものとする。</p> <p>2 下宿とは、1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。</p> <p>3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの(構造上の共用部分を有するもの)をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寮</li> <li>・事業所専用の研修のための宿泊所</li> <li>・県・市営住宅</li> <li>・マンション</li> <li>・アパート</li> <li>・シルバーマンション</li> <li>・ウィークリー・マンスリーマンション</li> <li>・高齢者専用賃貸住宅</li> <li>・サービス付き高齢者向け住宅</li> <li>・小規模住居型児童養育事業を行う施設</li> <li>・シェアハウス</li> </ul>	<p>1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸に存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。</p> <p>2 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として取り扱わないものであること。</p> <p>3 共同住宅等において、個別の世帯ごとにいわゆる訪問介護等を受けている場合には、本項に該当するものであること。</p> <p>4 シルバーマンションとは、一般に老人福祉関係の法律の適用を受けず、入居の条件として居住者の全部又は一部について最低年齢の制限を受ける等、主として高齢者の入居を目的としたもののうち、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものをいう。</p> <p>5 ウィークリーマンション、マンスリーマンションとは、一般に旅館業法の適用を受けず、共同</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
			<p>住宅の住戸単位で比較的短期間の契約により賃貸を行うものをいう。</p> <p>ただし、シーツ、枕カバー等の取り換え、浴衣の提供等のリネンサービスが行われるもので、明らかにホテル等と同等の宿泊形態をとるものにあつては、(5)項イとして取り扱うこと。</p> <p>6 高齢者専用賃貸住宅であっても、(6)項ロ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設若しくは有料老人ホームに該当するものは、(6)項ロ又は(6)項ハとして取り扱うこと。</p> <p>7 サービス付き高齢者向け住宅とは、居住の用に供する専用部分を有するものに高齢者を入居させ、状況把握サービス(入居者の心身の状況を把握し、その状況に応じた一時的な便宜を供与するサービスをいう。以下この項において同じ。)、生活相談サービス(入居者が日常生活を支障なく営むことができるようにするために入居者からの相談に応じ必要な助言を行うサービスをいう。以下この項において同じ。)その他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームをいう。</p> <p>なお、状況把握サービス及び生活相談サービスのみの提供</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
			<p>を受けている場合や個別の世帯ごといわゆる訪問介護等を受けている場合には、本項として、(6)項ロ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設若しくは(6)項ハ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設又は有料老人ホームに該当するものは、(6)項ロ又は(6)項ハとして取り扱うこと。</p> <p>8 小規模住居型児童養育事業とは、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育に関し相当の経験を有する者等の住居等(ファミリーホーム)において養育を行う事業をいう。</p> <p>なお、専ら乳幼児の養育を常態とする場合について、(6)項ハ(3)その他これらに類する施設に該当するものは、(6)項ハとして取り扱うこと。</p> <p>9 シェアハウスとは、業者が介在し入居者を募る形態の賃貸住宅で、便所、浴室、台所等を共用するものをいう。</p>
(6)項イ	<p>1 (6)項イに掲げる防火対象物とは、次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして省令第5条第3項で定めるものを除く。)をいう。</p> <p>(1) 診療科名中に特定診療科名(内</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医院</li> <li>・クリニック</li> <li>・介護医療院</li> </ul>	<p>1 病院とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するものをいう。</p> <p>2 診療所とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のた</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
	<p>科、整形外科、リハビリテーション科 その他の省令第5条第4項に定める 診療科名をいう。2(1)において同じ。 )を有すること。</p> <p>(2) 医療法(昭和23年法律第205号) 第7条第2項第4号に規定する療養 病床又は同項第5号に規定する一 般病床を有すること。</p> <p>2 (6)項イ(2)に掲げる防火対象物とは、 次のいずれにも該当する診療所をい う。</p> <p>(1) 診療科名中に特定診療科名を有 すること。</p> <p>(2) 4人以上の患者を入院させるため の施設を有すること。</p> <p>3 (6)項イ(3)に掲げる防火対象物とは、 病院((1)に掲げるものを除く。)、患者 を入院させるための施設を有する診 療所((2)に掲げるものを除く。)又は入 所施設を有する助産所をいう。</p> <p>4 (6)項イ(4)に掲げる防火対象物とは、 患者を入院させるための施設を有しな い診療所又は入所施設を有しない助 産所をいう。</p>		<p>め医業又は歯科医業を行う場 所であつて、患者の入院施設 を有しないもの又は患者19人 以下の入院施設を有するもの をいう。</p> <p>3 助産所とは、助産師が公衆又 は特定多数人のため助産業務 (病院又は診療所で行うものを 除く。)を行う場所であつて、妊 婦又はじよく婦等の収容施設を 有しないもの又は9人以下の入 院施設を有するものをいう。</p> <p>4 「火災発生時の延焼を抑制す るための消火活動を適切に実 施することができる体制を有す るもの」とは、次のいずれにも該 当する体制を有する病院をい う。</p> <p>なお、ここでいう「体制」とは、 (1)による職員の総数の要件及 び(2)による宿直勤務者を除い た職員数の要件の両方を満た す体制(例:病床数が60の場 合、職員の総数が5人以上であ り、かつ、当該職員のうち宿直 勤務者を除いた職員数が2人 以上である体制)をいうもので あること。</p> <p>(1) 勤務させる医師、看護師、 事務職員その他の職員の数 が、病床数が26床以下のと きは2、26床を超えるときは2 に13床までを増すごとに1を 加えた数を常時下回らない体 制</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
			<p>(2) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員(宿直勤務を行わせる者を除く。)の数が、病床数が 60 床以下のときは2、60 床を超えるときは2に 60 床までを増すごとに2を加えた数を常時下回らない体制</p> <p>(1)の「職員の数」とは、一日の中で、最も職員が少ない時間帯に勤務している職員(宿直勤務者を含む。)の総数を基準とするものであること。なお、職員の数は原則として棟単位で算定を行うこと。</p> <p>(1)及び(2)の「その他の職員」とは、歯科医師、助産師、薬剤師、准看護師その他病院に勤務する職員をいうこと。なお、原則として、委託により警備に従事させる警備員は含まないが、病院に常駐しており、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切に対応が可能な者は、この限りではないこと。</p> <p>(1)の「病床数」とは、医療法第7条に規定する病床数(以下「許可病床数」という。)をいうこと。</p> <p>(2)の「宿直勤務を行わせる者」とは、労働基準法施行規則(昭和 22 年厚生省令第 23 号)第 23 条に規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行う者を</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
			<p>いい、通常の勤務の終了後において、勤務の継続に当たらない軽度又は短時間の業務を行うために勤務し、当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うことを認められた職員をいうこと。</p> <p>5 特定診療科名は、次に掲げるもの以外のものであること。</p> <p>(1) 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科</p> <p>(2) (1)に掲げる診療科名と医療法施行令(昭和23年政令第326号)第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)に定める事項とを組み合わせた名称</p> <p>(3) 歯科</p> <p>(4) 歯科と医療法施行令第3条の2第1項第2号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称</p> <p>特定診療科名(内科、整形外科等)以外の診療科名については、13診療科名(肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科及び歯科)のほか、13診療科名と医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称も該当すること(組み合わせた名称の例:小児</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
			<p>眼科、歯科口腔外科、女性美容外科)。ただし、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)に掲げる事項(身体や臓器の名称)については、外科のうち肛門及び乳腺のみが同号ハ(3)に掲げる事項(診療方法の名称)については、外科のうち形成及び美容のみが、それぞれ該当することとしたものであり、同号ハ(1)及び(3)に掲げる事項でこれら以外のものと肛門外科、乳腺外科、形成外科又は美容外科が組み合わせられたものは、複数の診療科名(例:大腸・肛門外科であれば大腸外科及び肛門外科に該当する。)として取り扱うこと。</p> <p>なお、2以上の診療科名を標榜する病院又は有床診療所であって、特定診療科名とそれ以外の診療科名の両方が混在するものは、全体として特定診療科名を有する病院又は有床診療所として取り扱うこと。</p> <p>6 療養病床とは、精神病床、感染病床及び結核病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。</p> <p>7 一般病床とは、精神病床、感染病床、結核病床及び療養病床以外のものをいう。</p> <p>8 (6)項イ(2)に規定する「4人以上の患者を入院させるための</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
			<p>施設」とは、許可病床数が4以上であるものをいうこと。ただし、許可病床数が4以上であっても、1日平均入院患者数(1年間の入院患者延べ数を同期間の診療実日数で除した値をいう。)が1未満のものにあつては「4人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当しないものとして取り扱って差し支えないこと。</p> <p>9 診療科名、許可病床数、1日平均入院患者数及び病床種別(一般、療養、精神、結核又は感染症)の確認については、医療機能情報提供制度(以下「医療情報ネット」という。)が活用できること。</p> <p>10 介護医療院とは、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第29項に規定する要介護者であつて、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>なお、介護医療院が(6)項イ(1)から(3)までのいずれかに区分されるかについては、次により判断すること。</p> <p>(1) 介護医療院は、要介護者であつて、主として長期にわ</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
			<p>たり療養が必要である者の入所を想定していることから、(6)項イ(1)(1)及び(6)項イ(2)(1)に規定する特定診療科名を有するものとして取り扱うこと。</p> <p>(2) 介護医療院の療養床(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)第3条第1号に規定するものをいう。)は、(6)項イ(1)(2)に規定する療養病床として取り扱うこと。</p> <p>(3) 介護医療院が存する(6)項イに掲げる防火対象物において、20人以上の患者(介護医療院の入所者を含む。以下この表において同じ。)を入院(介護医療院にあつては入所という。以下同じ。)させるための施設を有する場合は病院として、19人以下の患者を入院させるための施設を有する場合は診療所として取り扱うこと。</p> <p>なお、この場合において、運営主体、事業形態及び医療の提供の実態等から区分できる単位ごとに介護医療院並びに病院及び診療所における入院させるための施設数を合算して判断すること。</p> <p>11 あん摩、マッサージ、はり、きゅう等の施設については、(15)項として取り扱うこと。</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
			12 保健所は、(15)項として取り扱うこと。
(6)項ロ	<p>1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 養護老人ホームとは、介護を常には必要としない原則として65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるため日常生活を営むのに支障がある者等(養護者を含む。)を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>3 特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるため日常生活を営むのに支障があるもので、やむを得ない事由により訪問介護を利用することが著しく困難である者を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>4 軽費老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)とは、60歳以上の人(どちらかが60歳以上の夫婦)で身よりのない人、家庭の事情によって家族との同居が難しい人を、無料又は低額な料金で入所させ、食事の提供その他生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>5 有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供</p>		<p>1 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、要介護3以上の者が、施設全体の定員の半数以上の場合をいう。</p> <p>なお、一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設が存する場合は、単に施設名称、当該用途が存する階が異なる等外形的要素のみではなく、防火対象物の各部分について、それぞれの運営主体、事業形態、サービスの提供の実態等から区分できる単位(以下この項において「区分単位」という。)ごとに判定する必要があること。</p> <p>2 「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、障害程度区分が4以上の者がおおむね8割を超えるものをいう。</p> <p>なお、障害程度区分認定を受けていない者については、障害の程度区分の認定基準を参考としながら福祉部局と連携の上、当該者の障害の程度を適切に判断すること。</p> <p>また、一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設(例:複数の障害者グループホーム)が存する場合は、区分単位ごとに判定する必要があること。</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
	<p>又はその他の日常生活上必要な便宜であって、厚生労働省令で定めるものの供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。</p> <p>6 介護老人保健施設とは、寝たきり又は認知症高齢者などに、看護、介護、リハビリテーションその他の医療的ケアと生活サービスを提供する入所施設をいう。</p> <p>7 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>8 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)とは、利用者の住み慣れた地域で主に通所により、機能訓練及び入浴、排せつ、食事等の便宜を適切に供与することができるサービスの拠点であり、職員が利用者宅に訪問し、また、利用者が宿泊することもできる施設をいう。</p> <p>9 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設とは、老人福祉法及び</p>	<p>・ショートステイ</p> <p>・小規模多機能ホーム</p> <p>・認知症高齢者グループホーム</p>	<p>3 (6)項ロ(1)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設に規定する「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含むものであること。</p> <p>4 (6)項ロ(1)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設に規定する「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」については、次の(1)又は(2)の条件に該当することを判断の目安とすること。</p> <p>(1) 実態として複数の要介護者を随時又は継続的に施設に宿泊させるサービスを提供するなど、宿泊サービスの提供が常態化していること。</p> <p>(2) 当該施設の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、当該施設の宿泊サービス利用者の全体の半数以上であること。</p> <p>5 高齢者専用賃貸住宅のうち、(6)項ロ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設に該当する場合は、本項として取り扱うこと。</p> <p>6 サービス付き高齢者向け住宅のうち、(6)項ロ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設に該当する場合は、本項として取り扱うこと。</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
	<p>介護保険法の規定に基づいて認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。</p> <p>10 (6)項ロ(1)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設((6)項イに掲げるものを除く。)</p> <p>(2) 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設((6)項イに掲げるものを除く。)</p> <p>11 救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>12 乳児院とは、家庭内で養育不能な乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>13 障害児入所施設とは、次に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、次</p>	<p>・お泊りデイサービス</p> <p>・複合型サービス</p>	<p>7 共同生活援助のサテライト型住居の取り扱い</p> <p>共同生活援助のサテライト型住居(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第210条第2項に規定するサテライト型住居をいう。)については、本体住居(サテライト型住居以外の共同生活住居であって、サテライト型住居への支援機能を有するもの)との密接な連携を前提として、利用者が共同住宅の一室に単身で居住するものであるが、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから、(5)項ロとして取り扱うこと。</p> <p>8 居宅生活訓練事業を行う居宅の取り扱い</p> <p>居宅生活訓練事業は、救護施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、居宅生活に移行可能な対象者のための訓練用生活(アパート、借家等)を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより施設に入所している被保護者がスムーズに居宅生活に移行し、継続して居宅において生活できるよう支援することを目的とされ、</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
	<p>に定める支援を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与</p> <p>(2) 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療</p> <p>14 障害者支援施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)とは、障害者に、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。</p> <p>15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第8項に規定する短期入所施設とは、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ、又は食事の介護等の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、又は食事の介護等の便宜を供与する施設をいう。</p>	<p>・障害者グループホーム</p> <p>・障害者グループホーム</p>	<p>対象者も居宅において生活を送ることが可能であると認められる者であることから、各居宅の実態に応じて単身入居であり、かつ、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものにあつては(5)項ロとして取り扱うこと。</p>
(6)項ハ	<p>1 老人デイサービスとは、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるため日常生活を営むのに支障がある者等(養護者を含む。)を通わせ、入浴、食事の提供、機能</p>		<p>1 「ロ(1)に掲げるものを除く。」とは、要介護3以上の者が、施設全体の定員の半数未満の場合をいう。</p> <p>なお、一の防火対象物に複</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
	<p>訓練、介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)とは、60歳以上の人(どちらかが60歳以上の夫婦)で、身よりのない人、家庭の事情によって家族との同居が難しい人を、無料又は低額な料金で入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その他の者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに主として居宅において介護を受ける老人等と関係機関との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>5 有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与することを約する場合を含む。)をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で</p>		<p>数の同一業態の社会福祉施設が存する場合は、区分単位ごとに判定する必要があること。</p> <p>2 サービス付き高齢者向け住宅(避難が困難な要介護者を主として入居させるものを除く。)のうち、(6)項ハ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設に該当する場合は、本項として取り扱うこと。</p> <p>3 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設のうち、家庭的保育者の居宅で保育が行われている場合で、同事業に供される部分の規模が極めて小さく、前8(1)に該当する場合は、一般住宅とすること。</p> <p>4 「ロ(5)に掲げるものを除く。」とは、障害支援区分4以上の者が概ね8割以下のものをいう。 なお、一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設が存する場合は、区分単位ごとに判定する必要があること。</p> <p>5 (6)項ハ(1)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設に規定する「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含むものであること。</p> <p>6 共同生活援助のサテライト型住居の取り扱い</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
	<p>定める施設でないものをいう。</p> <p>6 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設とは、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センターに通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上の障害であって、日常生活を営むのに支障がある65歳以上の者又はその養護者に必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>7 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)とは、利用者の住み慣れた地域で主に通所により、機能訓練及び入浴、排せつ、食事等の便宜を適切に供与することができるサービスの拠点であり、職員が利用者宅に訪問し、また、利用者が宿泊することもできる施設をいう。</p> <p>8 (6)項ハ(1)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設とは、老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設をいう((6)項イ及び(6)項ロに掲げるものを除く。)</p> <p>9 更生施設とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>10 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、</p>	<p>・小規模多機能ホーム</p>	<p>共同生活援助のサテライト型住居については、本体住居(サテライト型住居以外の共同生活住居であって、サテライト型住居への支援機能を有するもの)との密接な連携を前提として、利用者が共同住宅の一室に単身で入居するものであるが、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから、(5)項ロとして取り扱うこと。</p> <p>7 本体施設の分園として運営される児童養護施設等の取り扱いについて</p> <p>児童養護施設のうち、本体施設の分園として民間住宅等を活用して運営される地域小規模児童養護施設(「地域小規模児童養護施設の設置運営について」(平成12年5月1日付け児発第489号・厚生省児童家庭局長通知)中、地域小規模児童養護施設設置運営要綱で定めるものをいう。)については、本体施設と同じ用途の(6)項ハ(3)として取り扱うこと。</p> <p>また、小規模なグループによる養育を行うために児童養護施設等における本体施設の敷地外に存する分園型小規模グループケア(「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」(平成17年3月30日付け雇児発第0330008号・厚生労働省雇用均等・児童家庭</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
	<p>入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。</p> <p>11 保育所とは、保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいい、児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設を含むものとする。</p> <p>12 児童養護施設とは、保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させてこれを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>13 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な学習及び生活指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>14 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言、指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他の援助を総合的に行うこと</p>		<p>局長通知)中、児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱で定めるものをいう。)についても、(6)項ハ(3)として取り扱うこと。</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
	<p>を目的とする施設をいう。</p> <p>15 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う施設とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う施設をいう。</p> <p>16 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設とは、家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児のものについて、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業を行う施設をいう。</p> <p>17 (6)項ハ(3)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設とは、業として乳児若しくは乳幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設をいう。(6)項ロに掲げるものを除く。)</p> <p>18 児童発達支援センターとは、障害児について、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>19 児童心理治療施設とは、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適用が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主とし</p>	<p>・一時預かり事業</p> <p>・家庭保育事業 (保育ママ)</p>	

項	定義	該当用途例	補足事項
	<p>て行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>20 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う施設とは、障害児につき、通所により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>21 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に、通所により生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>22 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。</p> <p>23 障害者支援施設((6)項ロ(5)に掲げるものを除く。)とは、障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与するとともに、施設入所以外の施設障害福祉サービスを行う施設(のぞみの園及び障害者自立支援法第5条第1項の</p>	<p>・放課後等デイサービス</p>	

項	定義	該当用途例	補足事項
	<p>厚生労働省令で定める施設を除く。)をいう。</p> <p>24 地域活動支援センターとは障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>25 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で住居その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。</p> <p>26 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護を行う施設とは、主として昼間に入浴、排せつ又は食事等の介護等の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>27 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く。）とは、障害者に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>28 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項に規定する自立訓練を行う施設とは、障害者に自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>29 障害者の日常生活及び社会生活を</p>	<p>・障害者ショートステイ</p>	

項	定義	該当用途例	補足事項
	<p>総合的に支援するための法律第5条第13項に規定する就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する障害者に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>30 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>31 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援護を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く。)とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護等の援助を行う施設をいう。</p> <p>32 幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一時的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として設置される施設をいう。</p>	<p>・障害者グループホーム</p>	

項	定義	該当用途例	補足事項
(6)項ニ	<p>1 幼稚園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校、又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害者による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。</p>		<p>幼稚園は地方公共団体の認可にかかわらず、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。</p>
(7)項	<p>1 小学校とは、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育のうち、基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>3 義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>5 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防学校</li> <li>・警察学校</li> <li>・理容学校</li> <li>・美容学校</li> <li>・洋裁学校</li> <li>・外語学校</li> <li>・料理学校</li> <li>・自衛隊学校</li> <li>・看護学校</li> <li>・予備校</li> <li>・学習塾</li> </ul>	<p>1 同一敷地内にあつて、教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館は学校に含まれる。</p> <p>2 個人教授所的なもので、学校の形態を有しないものは、(15)項として取り扱う(そろばん、書道塾等)。</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
	<p>る普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>6 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。</p> <p>7 大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。</p> <p>8 専修学校とは、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。</p> <p>9 各種学校とは、前1から6までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう。</p> <p>10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。</p>		
(8)項	<p>1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集、整理、保存して一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 博物館及び美術館とは、歴史、芸術、民族、産業、自然科学に関する資料を収集し、保管(育成を含む。)し、展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館以外のもので、図書館及び博物館と同等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館</li> <li>・博物館</li> <li>・美術館</li> <li>・視覚障害者情報提供施設</li> <li>・郷土館</li> <li>・記念館</li> <li>・画廊</li> </ul>	<p>視覚障害者情報提供施設とは、無料又は低額な料金を、点字刊行物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録したものであって、専ら視覚障害者の利用に供する施設をいう(図書館のうち点字図書館に類するものに該当する。)</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
	ものをいう。		
(9)項イ	<p>1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。</p> <p>2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとして、砂湯、蒸風呂、個室を設け当該個室において異性の接触する役務を提供するもの等をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソープランド</li> <li>・サウナ浴場</li> <li>・スーパー銭湯</li> <li>・健康ランド</li> <li>・ラドンセンター</li> </ul>	<p>1 公衆浴場とは、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条第 1 項に規定する温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。</p> <p>2 保養又は休憩のための施設には、マッサージルーム、宴会場、休憩所、レストラン、パーラー、カラオケボックス、ゲームコーナー、売店、化粧室、駐車場等が含まれるものであること。</p> <p>3 ソープランドとは、公衆浴場のうち、個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する施設をいう。</p> <p>4 蒸気浴、熱気浴が用いられない公衆浴場であれば、(9)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p>
(9)項ロ	(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銭湯</li> <li>・鉱泉浴場</li> <li>・砂湯</li> </ul>	主として本項の公衆浴場として使用し、一部に熱気浴場のあるものは、全体を本項として取り扱うこと。
(10)項	<p>1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットホームを含む。）、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p> <p>2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着する埠頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p>		

項	定義	該当用途例	補足事項
(11)項	<p>神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本殿</li> <li>・幣殿</li> <li>・拝殿</li> <li>・社務所</li> <li>・本堂</li> <li>・客殿</li> <li>・礼拝堂</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般的に、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に定める宗教団体の施設が該当する。</li> <li>2 独立性が高く、専ら結婚式や宿泊の用に供される場合は、本項に該当しない。</li> <li>3 礼拝堂及び聖堂は、規模形態にかかわらず本項に該当すること。</li> </ol>
(12)項イ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的高いものをいう。</li> <li>2 作業所とは、物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的低いものをいう。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅配専門ピザ屋</li> <li>・給食センター (学校と敷地を異にするもの。)</li> <li>・自動車修理工場</li> </ul>	
(12)項ロ	<p>映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作成する施設をいう。</p>		
(13)項イ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自動車車庫とは、自動車を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。</li> <li>2 駐車場とは、自動車を駐車させる、客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。</li> </ol>		<p>駐輪場のうち、自転車のみを保管する部分については(15)項として取り扱い、オートバイを保管する部分については本項として取り扱うこと。</p>
(13)項ロ	<p>飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、グライダー、飛行船、ヘリコプター等を格納する施設をいう。</p>		

項	定義	該当用途例	補足事項
(14)項	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物で、物品の保管、貯蔵等の用に供するものをいう。		
(15)項	前各号に該当しない事業所とは、政令別表第1(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物以外のものをいう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官公署</li> <li>・銀行</li> <li>・事務所</li> <li>・美容室</li> <li>・ラジオスタジオ</li> <li>・自動車教習所</li> <li>・発、変電所</li> <li>・火葬場</li> <li>・ゴルフ練習場</li> <li>・卸売市場</li> <li>・畜舎（付随する施設含む。）</li> <li>・保健所</li> <li>・調剤薬局（商品の陳列販売のないものに限る。）</li> <li>・郵便局</li> <li>・クリーニング店（取次店に限る）</li> <li>・職業訓練所</li> <li>・動物病院</li> <li>・モデル住宅</li> <li>・車検場</li> <li>・駐輪場</li> <li>・スイミングクラブ</li> <li>・マッサージ店（個室含む。）</li> <li>・放課後児童クラブ</li> <li>・コンテナ型データセンター</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業所とは、営利的事業であると非営利的事業であるとを問わず、人の事業活動の行われる一定の場所をいう。</li> <li>2 一般住宅は、本項に含まれないものであること。</li> <li>3 観覧席（小規模な選手控席を除く。）を有しない体育館は、本項に該当するものであること。</li> <li>4 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物（ショーウィンドウ的な利用形態であるショールーム、PR センター等）は、本項に該当するものであること。</li> </ol>

項	定義	該当用途例	補足事項
(16)項イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものをいう。		政令別表第1中同一の項の中でイ、ロ、ハ又はニに分類された防火対象物の用途に供されるものが同一の防火対象物に存するものにあつては(16)項として取り扱うこと。
(16)項ロ	(16)項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物をいう。		政令別表第1中同一の項の中でイ、ロ、ハ又はニに分類された防火対象物の用途に供されるものが同一の防火対象物に存するものにあつては(16)項として取り扱うこと。
(16の2)項	地下街とは、地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道を合わせたものをいう。		<p>1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。</p> <p>2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20m (20m未満の場合は、当該距離) 以内の部分の床面積に算入するものであること。</p> <p>ただし、常時閉鎖式又は随時閉鎖式の特定防火戸がある場合は、当該防火戸の部分までとすることができる。</p>
(16の3)項	準地下街とは、建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道を合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)をいう。		準地下街の範囲等については、昭和 56 年 6 月 20 日消防予第 133 号「消防法施行令の一部を改正する政令及び施行規則の一部を改正する省令の運用について」を参照すること。

項	定義	該当用途例	補足事項
(17)項	<p>1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上、価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものの。</p> <p>2 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことができないもののうち、重要なもので文部科学大臣が指定したものの。</p> <p>3 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したものの。</p> <p>4 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡以外の文化財で、地方公共団体の区域内に存するもののうち当該地方公共団体が指定したものの。</p> <p>5 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝なるものとして文部科学大臣が指定したものの。</p>		<p>本項の防火対象物は、建造物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般をいい、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。</p>
(18)項	<p>アーケードとは、日よけ、雨よけ等のため路面上に連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物の施設をいう。</p>		
(19)項	<p>本項は、市町長の指定する山林をいう。</p>		<p>山林とは、単に山岳山林に限定されるものではなく、森林、原</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
			野及び荒蕪地が含まれるものであること。
(20)項	<p>1 舟とは、船舶安全法(昭和8年法律第11号)第2条第1項の規定を適用しない船舶等で総トン数5t以上の推進機関を有するものをいう。</p> <p>2 車両とは、鉄道営業法(明治33年3月法律第65号)、軌道法(大正10年4月法律第76号)若しくは道路運送車両法(昭和26年法律第185号)又はこれらに基づく命令により消火器具を設置することとされる車両をいう。</p>		<p>1 船舶安全法第2条第1項の規定を適用しない船舶等とは、次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 船舶安全法第2条第2項に規定する船舶</p> <p>ア 災害発生時のみに使用する救難用の船舶で、国又は地方公共団体の所有するもの</p> <p>イ 係留中の船</p> <p>ウ 告示(昭和49年運輸省告示第353号)で定める水域のみを航行する船舶</p> <p>(2) 船舶安全法第32条に規定する船舶総トン数20t未満の漁船で、専ら本邦の海岸から20海里以内の海面又は内水面において従業するもの</p> <p>2 鉄道営業法、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)及び軌道法に基づく消火器具を設置しなければならないものは、次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 鉄道運転規則(昭和62年運輸省令第15号)第51条で定める機関車(蒸気機関車を除く。)、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車</p> <p>(2) 新幹線鉄道運転規則(昭和39年運輸省令第71号)第43条で定める旅客用電車の</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
			<p>客室又は通路及び運転室</p> <p>(3) 軌道運転規則(昭和 29 年運輸省令第 22 号)第 37 条で定める車両(蒸気機関車を除く。)の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室</p> <p>3 道路運送車両法に基づく消火器具を設置しなければならない自動車は道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号)第 47 条で定める次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 火薬類(火薬にあつては 5kg、猟銃雷管にあつては 2,000 個、実包、信管又は火管にあつては 200 個をそれぞれ超えるものをいう。)を運送する自動車(被けん引自動車を除く。)</p> <p>(2) 危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号)別表第3に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車(被けん引自動車を除く。)</p> <p>(3) 道路運送車両の保安基準別表第1に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車(被けん引自動車を除く。)</p> <p>(4) 150kg以上の高圧ガス(可燃性ガス及び酸素に限る。)を運送する自動車(被けん引自動車を除く。)</p> <p>(5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガ</p>

項	定義	該当用途例	補足事項
			<p>スを運送する自動車をけん引するけん引自動車。</p> <p>(6) 放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律(昭和 35 年総理府令第 56 号)第 18 条の3第1項に規定する放射性輸送物(L型輸送物を除く。)を運送する場合若しくは放射性同位元素車両運搬規則(昭和 52 年運輸省令第 33 号)第 18 条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和 53 年総理府令第 57 条)第3条に規定する核燃料輸送物(L型輸送物を除く。)を輸送する場合若しくは同令第8条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則(昭和 53 年 12 月運輸省令第 72 号)第 19 条の規定により運送する場合に使用する自動車</p> <p>(7) 乗車定員 11 人以上の自動車</p> <p>(8) 乗車定員 11 人以上の自動車をけん引するけん引自動車</p> <p>(9) 幼児専用車</p>

第1-4表

区分	(イ)主用途部分	(ロ)従属的な部分
(1)項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具及び小道具室、衣裳部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、専用駐輪場、ラウンジ、クローク、展示室、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室及びホール、事務室
(1)項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場、その他(1)項イ欄に掲げる室	食堂、喫茶店、売店、専用駐車場、専用駐輪場、クローク、展示室、図書室、浴室、遊戯室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場、事務室
(2)項イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、専用駐輪場、クローク、事務室
(2)項ロ	遊戯室、遊戯機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、専用駐輪場、クローク、談話室、バー、サウナ室、体育館、事務室
(2)項ハ	客席、客室、通信機器室、リネン室、部品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室、厨房	託児所、専用駐車場、専用駐輪場、売店、クローク
(2)項ニ	客席、客室、通信機械室、リネン室、部品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室、厨房、書棚コーナー、ビデオ棚コーナー	専用駐車場、専用駐輪場、売場、クローク、シャワー室、喫茶室
(3)項イ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、専用駐輪場、結婚式場、売店、ロビー
(3)項ロ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、専用駐輪場、結婚式場、託児室、娯楽室、サウナ室、会議室、事務室
(4)項	売場、荷捌場、商品倉庫、食堂、事務室	専用駐車場、専用駐輪場、託児室、写真室、遊戯室、結婚式場、美容室、理容室、診療室、集会室、喫茶室、ビアガーデン、催物場(展示室を含む。)、貸衣裳室、カルチャースクール、キャッシュサービス
(5)項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、バー、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、専用駐輪場、美容室、理容室、喫茶室、宴会場、会議室、結婚式場、売店、展望施設、プール、遊戯室、催物室、事務室

区分	(イ)主用途部分	(ロ)従属的な部分
(5)項ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置 管理人室	売店、専用駐車場、専用駐輪場、ロビー、面 会室、娯楽室、体育室、来客用宿泊室
(6)項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局 事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研 究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室 医師等当直室、待合室、技工室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、娯楽 室、託児室、美容室、理容室、浴室、ティール ーム、臨床研究室
(6)項ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、 厨房、診療室、作業室、浴室、洗濯室、リネ ン室、物置、管理人室、事務室	売店、専用駐車場、専用駐輪場、娯楽室、託 児室、美容室、理容室、ティールーム
(6)項ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、 厨房、診療室、作業室、浴室、洗濯室、リネ ン室、物置、管理人室、事務室	売店、専用駐車場、専用駐輪場、娯楽室、託 児室、美容室、理容室、ティールーム
(6)項ニ	教室、職員室、遊戯室、教養室、講堂、厨房 体育館、診療室、図書室	食堂、売店、音楽教室、学習塾、専用駐車場 専用駐輪場
(7)項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議 室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店、喫茶室、談話室、学生会館の集 会室、合宿施設、学童保育室、同窓会及びP TA 事務室、専用駐車場、専用駐輪場
(8)項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、 工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会 議室、休憩室、映写室、鑑賞室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、専用駐輪 場、事務室
(9)項イ	脱衣室、浴室、休憩室、体育室、待合室、マ ッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、喫茶 室、娯楽室、託児室、宴会場、有料洗濯室、 事務室
(9)項ロ	脱衣室、浴室、休憩室、クリーニング室	売店、専用駐車場、専用駐輪場、サウナ室(小 規模な簡易サウナに限る。)、娯楽室、有料洗 濯室、事務室
(10)項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所 手荷物取扱所、一時預かり所、ロッカー室、 仮眠室、救護室	食堂、売店、喫茶室、旅行案内所、理容室、 両替所、専用駐車場、専用駐輪場、事務室
(11)項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室 聖堂	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、専用駐輪 場、宴会場、厨房、結婚式場、宿泊室(旅館業 法の適用のあるものを除く。)、娯楽室

区分	(イ)主用途部分		(ロ)従属的な部分
(12)項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室		食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、託児室、診療室
(12)項ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室		食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、事務室、クローク、ラウンジ
(13)項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室		売店、食堂、専用駐車場、専用駐輪場、事務室
(13)項ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室		食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、事務室
(14)項	物品庫、荷捌所、事務室、休憩室、作業室(商品保管に関する作業を行うもの。)		食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、展示室
(15)項	事務所、金融機関、官公署、研究所	事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫(商品倉庫を含む。)	食堂、売店、喫茶店、娯楽室、体育室、美容室、理容室、専用駐車場、専用駐輪場、診療室、展示室、展望施設
	研修所	事務室、教会、体育室	食堂、売店、診療室、喫茶室、談話室、娯楽室、専用駐車場、専用駐輪場
	観覧席を有しない体育館	体育室、更衣室、控室、浴室	食堂、売店、診療室、喫茶室、専用駐車場、専用駐輪場、映写室、図書室、集会室、展示室、事務室

#### 備考

- 1 (6)項イにおいて、病院と同一棟にある看護師宿舎又は看護学校の部分は、(5)項ロ又は(7)項の用途に供するものとして扱う。
- 2 (11)項において、結婚式の披露宴会場で、独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
- 3 (15)項関係
  - (1) 特定の会員組織で作られた談合等を行うクラブは、本項に該当する。
  - (2) 研修のための宿泊室は、(5)項ロの用途に供するものとして扱う。
  - (3) 主として体育競技に使用されるもので、小規模な観覧席(選手控室的なもの)を有するものは、本項に該当する。